

2014  
**4**  
No. 138

# しゃっきー



しゃっきーは厚岸町社協のシンボルキャラクター名です

新たな施設の運営へ  
特別養護老人ホーム「心と園」  
在宅老人デイサービスセンターを  
指定管理制度のもと運営します

- 平成26年度事業計画と予算
- 災害ボランティアセンターの意義と役割  
平成25年度地域福祉研修会
- ニユース&トピックス  
「厚岸町内自治会交流会」ほか
- ボランティア通信「なかよし」  
「ボランティア養成講座」ほか



昨年4月から老人クラブ会員が、毎月1回集まって行っていた「おりがみ教室」。2月26日～3月12日までの約1ヶ月間、同センター内の情報館分会で作品展示を行いました。



# 新たな施設の運営へ

## 特別養護老人ホーム「心和園」 在宅老人デイサービスセンターを 指定管理制度のもと運営します

4月1日より、厚岸町特別養護老人ホーム「心和園」及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターが、町の指定管理者制度のもと、厚岸町社協で運営することになりました。今回は、指定管理者制度の意義や当会での施設運営の方針を特集します。

### 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体（厚岸町）が指定する法人その他の団体に、公の施設管理（施設の使用許可を含む）を行わせるものです。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と、施設の効率アップを図ることを目的としています。

### 指定を受けた理由

厚岸町社協は、厚岸町における社会福祉事業その他



社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉施設に関する活動を活発化させ、地域福祉の推進を図ることを目的として設立されたものであり、老人福祉の理念・公共性・公益性を持ち、行政と連携しながら地域住民の理解をいただき、会費、寄附金を主な財源として、地域の支えのもとに社会福祉事業を運営しています。

また、地域福祉の担い手として、介護保険制度によりホームヘルパー派遣事業及び居宅介護支援事業を行い、町の福祉活動の中心的

な役割を果たしています。少子高齢化と過疎化の進行は、高齢者福祉の維持に多大な影響を与え、町民が丸となって特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの両施設を支えていく必要があります。

厚岸町社協が現在行っている福祉事業に加え、両施設の管理運営を行うことにより、在宅福祉と施設福祉の一元化が図られ、より充実した福祉活動が可能となることから、厚岸町における老人福祉行政に貢献できると判断し、指定管理者の指定を受けました。

### 特別養護老人ホームとは？

特別養護老人ホームは、介護保険施設のひとつ。「特養」は老人福祉法に基づく呼称で、介護保険法では介護老人福祉施設と呼ばれています。主に社会福祉法人や地方自治体が開設。身体、精神上的の障害のため常に介護が必要で、家での介護が困難な人が対象。要介護度



1〜5の人が利用できる。食事、排せつ、入浴など日常生活の介助や健康管理を受けられる。

介護保険導入前は、入所を希望する高齢者を、地方自治体が老人福祉法に基づく措置制度で入所を決定していました。が、介護保険導入後では、要介護の認定を受けた利用者が、各施設と直接契約を結ぶことになりました。

### 多床とユニット個室

特別養護老人ホーム「心和園」では、多床室とユニット型個室の2つのタイプがあります。

■多床室  
一つの居室に複数のベッドを設置して複数の入所者で利用する。



### ■ユニット型個室

一つの居室にベッドを1台設置して一室をひとりの入所者が利用する。居室10室単位で共有スペースであるロビー、ダイニング、簡易キッチン、バス(複数)、トイレ(複数)を共有し、共同生活をする。介護職員はユニットごとに専任になる。



### 在宅老人デイサービスとは?

介護を必要とする人が昼間の一定時間、専門の福祉施設で日常生活上の世話や機能・適応訓練などを受ける通所介護サービスで、要介護・支援認定を受けた人

を対象としています。



### その他のサービス

そのほかに、訪問入浴介護や短期入所生活介護(ショートステイ)を実施します。

### 運営にあたり

町民皆さんの理解と支援を受け、さらには厚岸町、事業所施設職員、町内サービス事業者の協力もあり、無事スタートすることができました。心より厚くお礼申し上げます。

これからも施設運営の基本理念を掲げ、利用者が安心してサービスを利用できるように努めていきます。

## 施設運営の基本理念

利用者に充実した日々を送っていただくために

常に「**Smile (笑顔)**」で  
「**Speedy (迅速)**」に  
「**Sincerity (誠実)**」に  
対応する「**3つのS (サービス)**」と  
常にプラス思考で  
見て聴いて「**感謝する心**」  
知識と経験と技術に「**謙虚な心**」  
相手の立場に「**共感できる心**」  
で接する「**3つの心**」を

施設の基本理念とし、両者の理念を利用者の対応に生かし、常に理念に基づいた「より質の高いサービス」を公平・公正・平等に提供できる運営が行われるように取り組みます。





# 平成26年度事業計画と予算

## 施設福祉への新たな取り組み 盤石な法人運営・事業経営と 地域支えあい体制づくり



本会評議員会が、3月25日、社会福祉センターで開かれ、平成26年度事業計画と予算を承認して終了しました。その内容を公表します。

### 事業方針

厚岸町協会は、従来取り組んできた地域福祉事業、在宅福祉サービスに加え、施設福祉事業に取り組み、町の福祉の発展のため、地域の福祉課題を十分認識しながら、町民が安心して生活をおくることができるよう行政と両輪になり「地域生活をともに支える総合的な福祉の推進」を目指します。

また、「特別養護老人ホーム心和園」「在宅老人デイサービスセンター」を、指定管理者として事業を行政から引き継ぎ、より柔軟に迅速な対応と、より質の高いサービスが提供できる施設づくりに努めます。

なお、制度改正となった介護職員初任者研修事業は、町の福祉力を高める人材の育成と確保のために開催し

ます。

以上のことを基本に重点推進項目を掲げ、町民のみなさんをはじめ、行政や各団体、企業等のご理解とご協力をお願いしながら「ともに支えあう福祉のまちづくり」を目指して積極的に事業を実施します。

### 事業実施計画

#### 1 法人在宅事業

##### ①法人本部事業

- 〔法人運営事業関係〕
- ・理事会、評議員会等の各種会議の開催
- ・新会計基準による総合的な財務管理

##### 〔福祉推進事業関係〕

- ・あつけし地域福祉実践ぶらん(第5期)の推進
- ・日常生活自立支援事業(権利擁護)の推進
- ・福祉団体への支援(助成、団体事務)
- ・広報誌発行、ホームページによる広報活動
- ・社協沿革誌の作成
- ・介護職員初任者研修事業の実施
- ・地域支えあいネットワーク会議の開催
- ・緊急情報キット「かけはし」の推進
- ・たすけあいチーム実践地区の推進と助成
- ・地域福祉懇談会
- ・サロン活動の普及、啓発
- ・ふらっとニコニコ広場

### 重点推進項目

- 1 指定管理者制度による特別養護老人ホーム心和園・在宅サービスの経営
- 2 法人組織機構の改正による法人運営及び各種事業の推進
- 3 地域支えあい体制と各関係機関ネットワークの取り組み
- 4 地域・事業ボランティア育成と災害救援ボランティア体制づくり
- 5 日常生活自立支援事業の取り組みと権利擁護の推進





[上] 町内関係機関が支えあい活動を推進する厚岸町地域支えあいネットワーク会議の様子

- ・ 障害者(児)ふれあいフェスティバルへの協力
- ・ ふれあい会食会(月1回)
- ・ チャリティーパークゴルフ大会
- ・ チャリティーパーティー
- 〔ボランティアセンター関係〕
- ・ 地域ボランティア活動の発掘、推進
- ・ ボランティア研修会
- ・ 災害救援ボランティアへの取組み
- ・ ボランティア愛ランド参加への支援
- ・ ボランティアだより発行
- ・ ファミリーサポート事業の推進
- 〔生活福祉資金貸付事業〕
- ・ 道社協貸付制度の受付事務及び償還指導

- 〔低所得者資金貸付事業〕
- ・ 独自の緊急貸付制度の貸付事務及び償還指導
- ② 受託事業
- 〔外出支援サービス事業〕
- ・ 一般車両による移動が困難な高齢者等の送迎
- 〔福祉バス運行管理事業〕
- ・ 福祉バスの運行
- 〔福祉相談事業〕
- ・ 地区相談所(随時)
- ・ 中央相談所(奇数月)
- ・ 無料法律相談(年3回)
- 〔介護予防普及啓発事業〕
- ・ 元氣いきいき教室(年24回)
- 〔ハートコール事業〕
- ・ 告知情報端末(テレビ電話)を活用した電話サービス
- ③ 訪問介護事業
- 〔訪問介護事業〕
- ・ 訪問介護サービスの提供
- 〔対象/要介護1~5〕
- ・ 介護予防訪問介護サービスの提供
- 〔対象/要支援1・2〕
- 〔障害福祉サービス事業〕
- ・ 障害福祉サービスの提供
- 〔対象/区分認定1~6〕
- 〔生活管理指導員派遣事業〕
- ・ 介護保険非該当高齢者への援助(ヘルパー派遣)

- ④ 居宅介護支援事業
- ・ 介護保険に係るケアマネジメンツの提供
- ・ 介護に関する相談業務
- 2 施設通所介護事業
- ① 通所介護サービス事業
- 〔通所介護事業〕
- ・ 通所介護サービスの提供
- 〔対象/要介護1~5〕
- ・ 介護予防通所介護サービスの提供
- 〔対象/要支援1・2〕
- 〔生きがい活動支援通所事業〕
- ・ 日常生活訓練や趣味活動等サービスの提供
- 〔訪問入浴介護事業〕
- ・ 訪問入浴介護サービス
- 〔対象/要介護1~5〕
- ・ 介護予防訪問入浴サービス
- 〔対象/要支援1・2〕
- 〔配食サービス事業〕
- ・ 定期的な訪問配食サービスの提供
- ② 施設介護サービス事業
- 〔特別養護老人ホーム心と園(老人福祉施設)〕
- ・ 介護老人福祉施設サービスの提供
- 〔対象/要介護1~5〕 ※多床室 50名

## 社会福祉センターの貸館利用料金が変わります

4月1日から社会福祉センターの貸館利用料金が変わります。利用料金は、消費税法の改正と料金設定の簡素化によるもので、全貸館利用料金の消費税を5%から8%に引き上げるほか、簡素化のため、次の変更を行っています。

### ■主な変更点

- ①大ホールの使用区分「会議」「その他」の区分を廃止
- ②大ホールの付随設備使用料を大ホール利用料金に含める(※別途料金徴収を廃止)

- ②大ホールの暖房料を50%から30%に引き下げる
  - ③調理配膳室プロパンガスの別料金を利用料金に含める
  - ④超過使用料金徴収の廃止
  - ⑤白布使用料とゴミ処分料を別途定める(白布220円、ゴミ処分料6,300円)
- 不明な点は、社協事務局までお問い合わせください。(☎52-7752)

区分		午前	午後	夜間
		9時~12時	12時~17時	17時~22時
大ホール	会議	12,600円	18,900円	25,200円
	その他	18,900円	25,200円	31,500円
調理配膳室		2,100円	2,625円	3,150円

↓ 変更後

区分		午前	午後	夜間
		9時~12時	12時~17時	17時~22時
大ホール		19,440円	25,920円	32,400円
調理配膳室		3,620円	5,130円	5,670円

※料金表は、「利益を目的としない町内団体・個人」が使用した場合の大ホールと調理配膳室の利用料金です。



〔短期入所生活介護事業〕

・短期入所(ショートステイ)サービスの提供〔対象/要介護1~5〕

・介護予防短期入所(ショートステイ)サービスの提供〔対象/要介護1・2〕

〔生活管理指導短期宿泊事業〕

・短期間宿泊による生活指導等サービスの提供

〔障害福祉サービス事業〕

- ・障害福祉サービス(短期入所)の提供〔対象/区分認定1~6〕
- 〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕
- ・ユニット型介護老人福祉施設サービスの提供〔対象/要介護1~5〕※2ユニット(18名)

### 3 社会福祉センター運営事業

・施設の適切な貸館業務と維持管理

## 予算の概要

26年度より社会福祉法人の新しい会計ルールである新会計基準に基づく会計処理に変更になりますが、社

平成26年度資金収支予算書(全体総括表) [単位:千円]

勘定科目		本年度予算額 (A)	前年予算(参考) (B)	比較 (A)-(B)
事業活動による収支	収入の部			
	会費収入	2,593	2,555	38
	寄附金収入	217	215	2
	経常経費補助金収入	49,515	36,311	13,204
	助成金収入	120	40	80
	受託金収入	14,915	9,694	5,221
	事業収入	7,546	7,562	△16
	貸付事業等収入	1,000	1,000	0
	共同募金配分金収入	1,335	1,308	27
	負担金収入	525	0	525
	介護保険収入	450,574	68,276	382,298
	障害福祉サービス等事業収入	9,641	3,950	5,691
	借入金利息補助金収入	1,037	1,196	△159
	受取利息配当金収入	10	14	△4
雑収入	140	143	△3	
事業活動収入計(1)	539,168	132,264	406,904	
支出の部				
人件費支出	363,963	102,340	261,623	
事業費支出	84,377	6,510	77,867	
事務費支出	56,234	18,121	38,113	
貸付事業支出	1,000	1,000	0	
助成金支出	505	525	△20	
負担金支出	358	359	△1	
支払利息支出	1,037	1,197	△160	
事業活動支出計(2)	507,474	130,052	377,422	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	31,694	2,212	29,482	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入	7,630	17,220	△9,590
	施設整備等収入計(4)	7,630	17,220	△9,590
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	7,630	10,420	△2,790
固定資産取得支出	1,000	13,300	△12,300	
施設整備等支出計(5)	8,630	23,720	△15,090	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,000	△6,500	5,500	
その他の活動による収支	収入の部			
	積立資産取崩収入	25,341	7,400	17,941
	事業区分間繰入金収入	0	6,500	△6,500
	※内部取引消去	0	△6,500	6,500
	その他の活動収入計(7)	25,341	7,400	17,941
	支出の部			
	積立資産支出	17,203	420	16,783
	事業区分間繰入金支出	0	6,500	△6,500
	※内部取引消去	0	△6,500	6,500
その他の活動による支出	8,683	2,692	5,991	
その他の活動支出計(8)	25,886	3,112	22,774	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△545	4,288	△4,833	
当期資金収支差額(10)=(3)+(6)+(9)	30,149	0	30,149	
前期末支払資金残高(11)	10,000	10,000	0	
当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)	40,149	10,000	30,149	

協の予算は、従来どおり資金収支計算書(表)で作成されます。

事業活動の収支は、収入総額が、5億3,916万円(前年比4.08倍)で、特別養護老人ホーム心と園等の指定管理による介護保

険収入、経常経費補助金収入及び受託金収入が大幅に増加しています。支出総額でも、5億7,477万円(前年比3.9倍)の大幅な増となり、人員や事業拡大に伴う経費が増加し、収支差額も前年から2,948万円

増の3,169万円を予定しています。

施設整備の収支では、社会福祉センター音響・檀上機器の整備や増改築工事資金借入償還が一部終了し、前年度と比べ収入・支出ともに減額になります。

法人全体では、「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」がともにマイナス計上になります。事業活動による収支から補てんし、平成26年度の資金収支差額は3,014万円を予定しています。





## 平成25年度地域福祉研修会

### 災害ボランティアセンターの意義と役割

平成25年度地域福祉研修会を、去る2月15日、社会福祉センターで開催し、自治会関係者や民生委員ら44人の参加がありました。

研修会は、地域課題を共有し、解決を町民と一緒に考えていくことを目的に隔年で開いているもので、今年度は、危惧される大災害で被災した場合に設置を想定している災害ボランティアセンターをテーマに講義と演習を行いました。

講師には、数々の被災地支援経験のある一般社団法人ウエルビー・デザイン（札幌）の篠原辰二理事長を招き、被災地支援でのエピソードを交えながら、設置する際のポイントを指導いただきました。

講話の中で、地域の福祉力とボランティアの支援力の関係を説明。平時の「福祉力」を最大とすると、災害によりその福祉力が下がり、自分たちではどうにもならない状態になる。

これが災害。これを元に戻そうとするのが、「復旧・復興」であり、これを補うものが、町外からやってくるボランティアの「支援力」である。福祉力が戻ってくと支援力も少なくなっていくことが理想的で、災害ボランティアセンターでは、この平時との福祉力と支援力のギャップを回復するためのボランティア調整が必要である。

避難所からの声で「あの頃は豚小屋のブタだった…」というエピソードがある。

一部の避難所生活では、食事は用意され、自分達でもできる気晴らしの洗濯、掃除でさえもボランティアに奪われてしまい、物を与えられるだけの生活であった。ただボランティアという労力を提供するのではなく、生活に着目し、ニーズにあった支援をしていく必要があることを認識させる。

災害ボランティアは、「泥出し」「炊き出し」「物資支

## 災害ボランティアで常に意識しなければならないこと

### 支援活動は手段

### 目的は生活の再建

- 泥出し、片付け作業
- 炊き出し
- 物資支援
- 遺留品洗浄
- 避難所支援
- 要援護者のサポート
- 入浴支援
- 病院送迎・移動支援
- 引越し手伝い
- 心のケア
- 就業支援
- 元気づけ行事
- よろず相談、話し相手、寄り添い支援
- 買い物代行
- 通訳、翻訳、点訳、手話
- わかりやすい情報提供
- 申請手続き支援
- 託児・児童保育や児童館支援
- 学習支援、子どものサポート
- ダニ駆除
- 消臭
- 洗濯支援（ふとんや衣類）
- サロン、場の提供
- 資材提供
- ペットの世話
- 大工ボランティア
- 個別のニーズ対応（アトピー、糖尿病等）

### 暮らしの全体を支える

- 物理的側面
- 経済的・労働的側面
- 社会関係的側面
- 契約的側面
- 心理・精神的側面
- 健康・身体的、生活技術的側面





【左】講師の助  
篠原さんにも  
言をもらって  
がら作業を  
めらる参加者

援」というイメージが強いが、さまざまな活動が考えられ、「支援活動は手段、目的は生活の再建」と、活動の中で常に意識し活動を考えていくことが大切であると訴えました。

演習では・・・

演習では、実際に災害ボランティアセンターを立ちあげることが想定して、各セクションの働きと「ひともの」資源の配置をグループごとに考えました。



【右】参加者同士、活発に話し合いながらカードを配置

【手順1】セクションカード（「センター長」「コーディネーター」「〇〇班」等）を広げます。

【手順2】機能カードを読み、ふさわしいセクションに位置付けます。

【手順3】ひと資源カードを読み、適当と思われるセクションに位置付けます。

【手順4】もの支援カードを読み、適当と思われるセクションに位置付けます。



【上】模造紙に各カードを配置して完成

最終的には、すべてのグループが1つの組織を完成。大事なのは、一緒にできるセクションは統合し、その町にあった規模で現実的な組織をつくることです。

社協で災害ボラセン設置が多いのは、社協の役割は、住民の共助を推進する役割、福祉サービスなどの利用者を守る役割、新たな地域課題にしっかりと向き合い取り組んでいく組織で災害ボランティアセンターの目的と合致し、日頃の地域や民生委員、行政、さまざまな団体等とのパイプを、いざという時生かすことができるからです。

## 困りごと、悩みごとにご利用ください

社協では、日々の生活で困っていることや悩みごとの解決の糸口になるように3つの福祉相談事業を実施しています。秘密は守られますので、お気軽に相談ください。

### ■地区相談所の設置

地区の民生委員の自宅を相談所として設置しています。相談日の設定はありません。

### ■中央相談所の開設

奇数月に1回、社会福祉センターで13時～15時の時間帯に、民生委員が相談に応じます。（日程は表1のとおり）

【表1】

中央相談所	開設日
平成26年	5月27日(火)
平成26年	7月22日(火)
平成26年	9月16日(火)
平成26年	11月25日(火)
平成27年	1月27日(火)
平成27年	3月24日(火)

### ■法律相談の開設

釧路弁護士会の協力で年3回、弁護士による無料の法律相談を行います。どんな問題でも知識豊富な弁護士が相談に応じます。

（日程は表2のとおり）

【表2】

法律相談	開設日
平成26年	4月22日(火)
平成26年	9月16日(火)
平成27年	2月24日(火)





# [ニュース&トピックス] NEWS&TOPICS

☆社協の行催事の他、町内福祉団体の話題などをまとめてお伝えします。



[上]朝日生命労働組合釧路支部厚岸班を代表した3名からタオルが寄贈



[上]町内自治会交流会で松葉自治会柿崎副会長から日頃の実践している活動を発表

[下]定期的に趣味のカラオケで交流している老人クラブ会員たち



## 180枚のタオルを寄贈 朝日生命労組の社会貢献

朝日生命労働組合釧路支部は、2月4日、社会貢献活動の一環として社会福祉協議会に未使用タオル180本を寄贈しました。

朝日生命では、平成9年に2月を営業職員が定期継続訪問による「まごころ」を尽くした保険サービスを提供する月「まごころの月」として制定し、これに併せるかたちで、同支部では、「2月に社会貢献活動」をと、毎年、支部管内の社会福祉協議会を回っています。

今回は、同支部厚岸班の代表者たち3名が訪問し、「何かに役立ててほしい」と当協議会に手渡しました。

寄贈を受けた当協議会では、今後、このタオルを社会福祉センターや関係する福祉団体等で使用していく予定です。

## 町内自治会関係者が交流 厚岸町内自治会交流会

2月23日、厚岸町自治会連合会主催の厚岸町内自治会交流会が松葉地区集会所で行われ、自治会関係者が参加されました。

交流会では、当番である松葉町自治会の柿崎副会長から「安心・安全の自治会づくり」と題して、過去の災害から必要性を感じ行っている緊急情報キット「かけはし」の配布や、高齢者を集め行っているサロン活動の実践報告があり、活動を通して「お互いに声を出し合える地域の関係性を築いていきたい」と話していました。

また、釧路地方法務局の松本戸籍係長から必要性が増す成年後見制度をテーマにした講演もあり、当番自治会女性部が用意した昼食を囲みながら自治会関係者が意見交換を行い、交流の一日を過ごしました。

## 会員の生きがいづくりに 町老連カラオケ教室

厚岸町老人クラブ連合会では、3月12日、社会福祉センターのサロンルームで毎月2回行っているカラオケ教室の1年間すべての日程を終了しました。

会員の多くが、趣味のカラオケを生きがいとして楽しんだり、仲間と定期的に顔を合わせるこの機会を大切にしています。

普段は同ルームのカラオケ機器に曲を入れる操作など、会員が自主的に行っていますが、年に3回は町内店のスタジオスナック「Q&Q」の協力により店内を貸し切り、本格的な雰囲気を楽しんでいます。

老人クラブ会員限定ではありませんが、4月から始まるカラオケ教室の参加者も現在募集中ですので「新規ではじめたい」など興味のある方はお気軽に問い合わせください。(☎52-7752)



## 福祉施設のボランティアを学ぶ ボランティア養成講座

ボランティアセンターでは、3月8日（土）、ボランティア養成講座を社会福祉センターで開催し、同センターに登録をしている個人・団体ボランティア、実践者を含む22名が参加しました。

今回は、『施設現場に求められるボランティア像』をテーマに、釧路北園啓生園ボランティアコーディネーター、山田佳邦氏の講義を通して、介護施設現場に求められるボランティアの

意義や役割について学びました。施設ボランティアを受け入れている釧路北園啓生園では、ボランティアとして協力をいただく心得として、「イベント内容を理解して活動に取り組むこと」、「利用者を楽しんでもらうために、どのようなことが必要なか考えること」の2つ基本的な内容を協力ボランティアに伝達しています。

施設のボランティアには、いくつかの種類があり、聞き役に

徹する傾聴ボランティア、麻雀をしながら利用者との交流を深める麻雀ボランティア、カラオケサークルの際に曲をカラオケ機器に入力するカラオケボランティアなど、さまざまなボランティアが活動しています。

講座を終了して、ボランティアが活動達成に向けて必要なものは何かを考え、特長を生かしながら職員と連携して事業を行うことが大切だということ学びました。



【上】活動のようすを説明する、山田佳邦氏



【上】ボランティアの役割の説明を聞く参加者

## ボランティア登録団体の紹介

## MAN POWER

### きれいな町を目指し活動を展開

MAN POWERは、多機能型施『ぶらっと』に通所している利用者の有志が、「この町のために自分たちが何か出来ることはないか」と立ち上げたボランティアサークルです。

主な活動は、他市町村から転入してきた方に、きれいな厚岸町の景色を見てもらいたいと思い、町内各所の環境美化活動、清掃活動を行っています。



【上】清掃活動に取り組むサークルのみなさん



# ながよし

厚岸町ボランティアセンター  
088-1115 厚岸町梅香2丁目1番地  
TEL 0153-52-7752  
FAX 0153-52-6044

## 手作りの味噌を使用した 美味しい味噌づくり講習会

ボランティアサークル「この指と一まれ」では、手作りの味噌を使用して、美味しい味噌づくり料理の講習会を行います。

料理指導者は、食の伝道者（調理師）堤美津子が指導します。

男性の方も大歓迎です。興味のある方、参加希望者は連絡ください。



[上] 昨年の味噌づくりのようす

- 日 時 平成26年4月13日（日）  
10時から
- 場 所 尾幌酪農ふれあい館
- 参加費 600円（材料・保険代など）
- 持ち物 エプロン、三角巾、米0.5合
- 締切り 平成26年4月10日（木）まで

- 連絡先 ボランティアサークル「この指と一まれ」会長 堤 美津子  
電話 52-3859（FAX兼）

## 平成26年度ボランティア活動保険・行事用保険のご案内

### [ボランティア活動保険]

ボランティア活動中、活動のための学習会や会議などでケガをした場合の「傷害」と、第三者に損害を与えた場合の「賠償責任」をセットにした年間保険です。

- 補償内容例
  - ・活動場所と自宅との往復途上での事故
  - ・ボランティア自身の食中毒
- 保険料  
300円（補償期間の中途加入も同額）
- 補償期間  
平成26年4月1日～平成27年3月31日

### [ボランティア行事用保険]

地域福祉・ボランティア活動の様々な行事による事故に対する備えとして、参加者のケガや主催者の損害賠償責任が補償される保険です。また、宿泊を伴う行事にも補償されます。

- 補償内容例
  - ・会場内での参加者のケガ
  - ・参加者の持ち物を紛失した場合
- 保険料  
1日28円（19名以下の人数で加入する場合は、最低加入人数20名分の560円が必要）  
1泊2日の場合は、1名224円





## 編集後記

■今年「やっと雪が融けたと思ったら降り積もる」の繰り返しが多いですね。事業の参加者にも、除雪中に風邪をひいた、腰を痛めたという方の声を聞きました。これから雪が降らないことを願うばかりですが、みなさんも除雪中のケガや体調管理に気をつけましょう。(杉本)

■3月下旬、緊急情報キット「かけはし」の配布で、自治会関係者と高齢者のお宅を訪問。突然の訪問にも、知っている顔があると、瞬間的に緩む笑顔がなんとも言いようがなく「いい感じ」。地域のつながりを感じるひとときです(米内山)

## 厚岸町社協広報誌

# しゃっきー

2014. 4/No. 138

【編集】 齊藤 健一  
小池文一郎  
米内山紘輝  
杉本 裕樹

社会福祉法人  
厚岸町社会福祉協議会  
〒088-1115 厚岸郡厚岸町梅香2丁目1番地  
厚岸町社会福祉センター内  
TEL 0153-52-7752  
FAX 0153-52-6044  
URL <http://www6.plala.or.jp/akkeshisyakyou/>

# お知らせ情報

TEL 52-7752 FAX 52-6044

## 福祉活動への助成金情報

福祉活動を行っている方や始めようと考えている方で、共通するのは活動資金の確保ではないでしょうか。資金援助する助成金情報を紹介します。

## 北海道社会福祉総合基金助成事業

先駆的・実践的な活動の区分に応じて助成します。

■助成対象／原則として次のいずれにも該当すること

○道内の民間団体、組織(法人格を問わない) ○公的な助成(補助金等)を得られないこと  
○過去に同一内容で助成を受けていないこと

■助成区分／①児童福祉推進活動助成②障がい児者福祉推進活動助成③高齢者福祉推進活動助成④地域福祉推進活動助成

■助成金額／前①～③20万円以内、④30万円以内

■助成の対象となる期間／平成26年6月1日～平成27年3月31日

■申請方法／申請書類及び必要な添付書類を申込先まで提出

■申込期日／平成26年4月14日まで(当日消印有効)

■申込先／北海道社会福祉協議会 総務部企画総務課・助成事業担当(☎011-241-3976)

※このほかにもさまざまな助成金情報が社協にありますので、資金的にお困りの際は連絡ください。相談に応じます。

連絡先／社協☎52-7752



## 寄付・寄贈ありがとうございます(1月～3月)

【収集ボランティア】◆古切手／厚岸郵便局、佐藤武志さん、木村孝良さん、厚岸町建設課 ◆未使用タオル／朝日生命労働組合釧路支部厚岸班

## 今月の福祉標語

勇氣出し「手伝いますか。」言いたいな  
(平成25年度福祉標語会長賞 真龍小5年 藤本 愛奈さん)

ボランティア 小さなことから始めよう  
(平成25年度福祉標語優秀賞 太田小6年 中村 美咲さん)

世界中 つつむしあわせ 福祉の輪  
(平成25年度福祉標語努力賞 厚岸小6年 古川 敢太さん)

優しさで 広がる思い つながる輪  
(平成25年度福祉標語努力賞 厚岸小6年 伊藤 圭人さん)